

(様式 1)

**本件連絡先**  
泉南市総合政策部政策推進課  
担当：桐岡  
[TEL:072-483-0004](tel:072-483-0004)(直通)  
Mail: [seisaku@city.sennan.lg.jp](mailto:seisaku@city.sennan.lg.jp)

平成 26 年 11 月 14 日

泉南市報道提供資料  
泉佐野市政記者クラブ会員 各位

泉南市秘書広報課長 川端 豊  
(広報担当：源)

## ふるさと寄付を活用する事業の選定に係る 公開プレゼンテーションの開催について

泉南市では、職員提案によるふるさと寄付を活用する事業（以下「ふるさと寄付事業」といいます。）を選定するための公開プレゼンテーション（以下「公開プレゼン」といいます。）を開催しますので、下記のとおりお知らせします。

### 記

泉南市におきましては、全国の皆さまからの温かい支援（寄付）の件数が年々増加してきており、「ふるさと泉南水なす基金」を創設して、いただいた寄付金を基金へ積んでまいりました。

このたび、寄付者の皆さまの想いをまちづくりへ活かすことができるようふるさと寄付事業を庁内の職員から募集し、公開プレゼンを開催して、泉南市が来年度実施するふるさと寄付事業を選定することにいたしました。

プレゼンにおきましては、提案職員が自ら提案した事業の必要性、有効性、効率性及び発展性を選考委員へアピールしていきます。

と き：平成 26 年 11 月 21 日（金）13時から（2時間程度）

ところ：泉南市役所 本庁2階 大会議室

提案事業：裏面「スケジュール」のとおり

出席者：副市長、部長級職員

報告者：ふるさと寄附事業を提案した職員グループ 3組

お願い：

- ・会場のキャパシティが限られているため、取材、傍聴を希望される方は、事前に担当までご連絡ください。
- ・取材、傍聴に際しては、現場係員の指示、誘導に従ってください。

(スケジュール)

時刻	提案事業タイトル
13:00~13:25	平和継承事業
13:30~13:55	女性社会参加応援事業 (赤ちゃんの駅設置事業)
14:00~14:25	郷土カルタ作成事業

※プレゼンに要する時間は、発表(15分)質疑応答(10分)交代(5分)です。

【参考】

平成25年度選定事業 (平成26年度実施中)

1. マスコットキャラクター作成事業
2. シティブランド創出事業「花笑み・せんなんプロジェクト」

## ふるさと泉南水なす基金活用事業提案制度実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、ふるさと泉南水なす基金（以下「基金」という。）を活用する事業の提案制度に関する基本的な事項を定め、事業の企画立案及び決定の各過程における状況と効果について説明責任を果たすとともに、基金を財源とした独創的かつ先進的な事業を実施し、もって多様な人々の参加による個性豊かで魅力的なふるさとづくりを推進することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱におけるふるさと泉南水なす基金活用事業提案制度（以下「本制度」という。）とは、庁内公募により広く職員から事業の提案を求め、提案された事業について検討、審査を行い、基金を活用して実施する事業（以下「ふるさと事業」という。）を選定し、実施後に事業評価と検証を行うことで、寄付者の想いをまちづくりに反映させる機会を確保する手続きをいう。

### (ふるさと事業)

第3条 ふるさと事業は、次に掲げる各号のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 第5次泉南市総合計画の体系に位置付けられ、上位の政策及び施策に寄与する事業
- (2) ふるさと泉南応援寄附条例（平成20年条例第21号。以下「条例」という。）第2条各号に定める事業に資する事業

### (庁内公募)

第4条 市長は、前条に定めるふるさと事業について庁内公募により事業提案を募集する。

2 事業提案を行うことができる者は、次に掲げる各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 課長代理級以下の職にある者
- (2) 前号に掲げる者で構成される任意のグループ

3 事業提案を行おうとする者は、ふるさと泉南水なす基金活用事業提案書（様式第1号）に必要な事項を記載して、別に定める公募期間内に市長へ提出するものとする。

4 前3項の規定に関わらず、市長が特に認めた場合は、この限りではない。

### (検討委員会)

第5条 前条に定める庁内公募により提案された事業の検討、審査及びふるさと事業の選定を行うため、ふるさと泉南水なす基金活用検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。

2 検討委員会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 提案事業の検討、審査及びふるさと事業の選定に関すること。
- (2) ふるさと事業の進行管理に関すること。
- (3) 完了したふるさと事業の事業評価・検証に関すること。
- (4) その他基金の活用について必要となること。

### (組織)

第6条 検討委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、副市長をもって充てる。
- 3 副委員長は、総合政策部長をもって充てる。
- 4 委員は、委員長が指名した者をもって充てる。

(組織の役割)

第7条 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第8条 検討委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は、提案事業の検討、審査及びふるさと事業の選定を行う検討委員会の会議において、事業の提案を行った者に対し、原則としてプレゼンテーションを求めるものとする。

(審査基準)

第9条 検討委員会は、提案事業について次に掲げる審査基準に基づき検討、審査を行う。

- (1) 必要性 本市が直面している社会的課題やニーズを的確に捉えており、現時点で実施する必要がある事業か。
- (2) 有効性 事業の実施によって市民満足度が高まり、一定の成果・効果が期待できる事業か。
- (3) 効率性 必要となる事業経費に見合った成果・効果が得られる事業か。
- (4) 発展性 独創的かつ先進的な事業であり、本市及び基金のアピールに寄与する事業か。

2 検討委員会は、協議により総合的に判断のうえ、ふるさと事業を選定する。

3 検討委員会は、ふるさと事業の実施担当部署、実施時期、事業予算その他事業実施に必要な措置について検討し決定する。

(庶務)

第10条 本制度に関する庶務は、総合政策部政策推進課において行う。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、本制度の実施に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年8月26日から施行する。